

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 3 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月
② 昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月まで
③ 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 58 年 7 月から同年 12 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①、②及び③が未納となっている。昭和 36 年度、42 年度及び 43 年度内に特例納付をした記録があるが、当時、保険料の未納に気づき、すべて妻が特例納付で納めたはずなので納得がいかない。

また、申立期間④について、昭和 58 年 7 月から同年 12 月までの期間が未納となっているが、妻の納付状況と異なっている。当時は妻が夫婦二人分の保険料の納付に携わっており、納付内容が異なることはあり得ないので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、申立期間は 6 か月と短期間である。

また、申立期間前後の保険料は夫婦共に長期間納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて、申立人の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人夫婦は、申立期間前後の納付状況が同一であり、その妻と申立期間の保険料納付状況が異なるのは考え難い。

2 申立期間①、②及び③について、申立人は、「夫婦共に従前の国民年金

加入期間に保険料の未納があったことに気付き、その妻が私の分と一緒に特例納付によりすべて一括して納めた。」と主張しているが、申立人の妻が従前の未納期間を特例納付で補った納付状況を見ると、昭和 36 年度が 2 回、42 年度が 1 回、43 年度は 3 回に分けて納付してきたことが管轄社会保険事務所の「附則 18 条納付者リスト」から確認できることから、「一括して特例納付によりすべて納めた。」とするその主張とは相違する。

また、申立人が特例納付で納めたことを示す関連資料は無く、保険料納付に係る記憶も曖昧であることなどから、具体的な納付状況が不明である。

さらに、申立期間は、3 年間において 3 か所に及んでおり、行政が続けて事務処理を誤ることも考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月
② 昭和45年10月から46年3月まで
③ 昭和47年1月から同年3月まで
④ 昭和58年7月から同年9月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①、②及び③が未納となっている。昭和36年度、42年度及び43年度内に特例納付をした記録があるが、当時、保険料の未納に気づき、すべて私が特例納付で納めたはずなので納得がいかない。

また、申立期間④について、昭和58年7月から同年9月までの期間が未納となっているが、夫の納付状況と異なっている。当時は私が夫婦二人分の保険料の納付に携わっており、納付内容が異なることはあり得ないので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立期間前後の保険料は夫婦共に長期間納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて、申立人の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人夫婦は、申立期間前後の納付状況が同一であり、その夫と申立期間の保険料納付状況が異なるのは考え難い。

2 申立期間①、②及び③について、申立人は、「夫婦共に従前の国民年金

加入期間に保険料の未納があったことに気付き、夫の分と一緒に特例納付によりすべて一括して納めた。」と主張しているが、申立人が従前の未納期間を特例納付で補った納付状況を見ると、昭和 36 年度が 2 回、42 年度が 1 回、43 年度は 3 回に分けて納付していることが管轄社会保険事務所の「附則 18 条納付者リスト」から確認できることから、「一括して特例納付によりすべて納めた。」とするその主張とは相違する。

また、申立人が特例納付で納めたことを示す関連資料は無く、保険料納付に係る記憶も曖昧であることなどから、具体的な納付状況が不明である。

さらに、申立期間は、3 年間において 3 か所に及んでおり、行政が続けて事務処理を誤ることも考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 46 年 3 月まで

昭和 46 年 3 月 11 日に市役所で国民年金の加入手続を行い、それまでの未納期間について保険料をまとめて納付した。申立期間について納付事実が確認できないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 4 月以降、国民年金保険料を完納している上、申立人が納付したと主張する 46 年 3 月は、特例納付の実施期間中で、過年度納付と特例納付とで申立期間についてすべて納付することが可能であり、申立人の記憶している納付金額は、未納分をすべて納付した場合の金額とおおむね一致している。

また、申立人は、昭和 46 年 3 月 11 日に市役所で国民年金の加入手続を行い、それまでの未納期間の保険料と 46 年度 1 期分の保険料を納付したと主張しており、申立人の国民年金手帳によると、同日発行となっている上、46 年 4 月から同年 6 月までの印紙検認記録欄に同日の検認印があることから、申立内容の信憑性^{しんぴようせい}は高いと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳によると、昭和 46 年 3 月 11 日に翌年度にあたる 46 年度 1 期分の保険料を納付されており、加えて、印紙の貼付されている印紙検認台紙が切り取られずに残されており、事務手続の瑕疵が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年7月1日から同年8月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を36年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月1日から同年8月1日まで
② 昭和42年8月22日から同年12月1日まで

申立期間①については、A社B工場から本社へ昭和36年7月1日に異動となったが、同日から同年8月1日までの期間、厚生年金保険の被保険者記録が無い。社会保険料も引き続き給料から控除されていたはずなので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、昭和42年8月22日から44年9月30日までC社に勤務したが、入社日から42年12月1日までの期間、厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していたことは間違いないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主の回答及び同僚の証言内容から判断すると、申立人は、申立期間についてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、社会保険事務所の管理する同社に係る昭和36年8月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、健康保険組合及び厚生年金保険の記録における資

格取得日が同じであり、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 7 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業所は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、事業主の回答から、申立人が C 社に勤務していたことは確認できるが、同社が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によると、資格取得日は、昭和 42 年 12 月 1 日となっており、雇用保険の加入記録も、同日資格取得となっている。

また、当時の賃金台帳を見ると、申立期間に係る給与から社会保険料が控除されておらず、事業主も、「当時は 3 か月ぐらいの試用期間があり、その間は臨時雇用の扱いで、社会保険には加入していない。」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②については、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から50年9月まで
昭和40年10月から50年9月までの国民年金保険料の記録確認をしたところ、納付記録が無いとの回答をもらった。
申立期間に係る未納分については、当時の同居人と私の二人に過去の未納分の支払勧奨の通知が来たため、同居人と相談したうえで、支払金額の少ない私の分の7～8万円をA社会保険事務所にまとめ払いをした記憶があるので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿・確定申告書等）が無く、申立人の記憶も曖昧であるため、申立期間の保険料納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の未納保険料について、「B市に引っ越してきた昭和57年8月以降に、社会保険事務所にて7～8万円のまとめ払いをした。」と主張しているが、昭和57年8月以降においては、申立期間の保険料は時効により納付できず、また特例納付によっても納付できなかったと思われる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 558 (事案 281 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から平成 5 年 3 月までの期間及び 7 年 10 月から 11 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月から平成 5 年 3 月まで
② 平成 7 年 10 月から 11 年 6 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、昭和 55 年 7 月から平成 5 年 3 月までの期間及び平成 7 年 10 月から 11 年 6 月までの期間の納付が確認できなかった。

私は、各地区の区役所及び市役所等で申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので、申立期間が未納となっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したはずだと主張しているが、申立期間の保険料納付を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無いことから、申立期間の納付状況が不明である上、申立人は 20 歳の時から保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行った平成 5 年 3 月 17 日時点では、申立期間①の大半の期間は時効により保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号によって保険料納付が行われた形跡は見当たらず、申立期間②についても、国民年金保険料を納付した周辺事情を見出すことができないことに加えて、申立人は国民年金加入手続及び保険料納付について、記憶は曖昧あいまいであるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は納付したはずと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 275 (事案 49 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月ごろから 49 年 10 月ごろまで

私は、20 歳以前から幾つもの会社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。正式な会社名及び勤務期間は不明であるが、A 事業所又は B 事業所、C 事業所、D 事業所、E 事業所、F 事業所 (名称不明)、G 事業所、及び H 事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が、申立てに係る事業所において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間における申立人の厚生年金保険の記録を確認することができない上、申立人自身、事業所名、事業所所在地及び勤務期間を承知しておらず、申立てに係る事業所と推認される事業所は見当たらず、雇用保険の記録も確認できないことに加えて、申立人から提供のあった同僚についても、詳細が不明なため調査不能であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 10 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は厚生年金保険料を給与から控除されていたと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。